

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第4回） 会議録

1 日 時 平成26年12月17日（水）10時00分～11時50分

2 場 所 別府市役所4階 4F-3会議室

3 出席者

- (1) 委 員 阿南委員、石原委員、大久保委員、河野委員、河村委員、田中委員、瀧口委員、平野委員、松永委員、湊委員、矢野委員（11名）
- (2) 事務局 岩尾障害福祉課長、水口課長補佐兼支援係長、猪原主査

4 議 題

- (1) 「親亡き後等の問題」を構成する問題点の整理
- (2) 問題点の現状分析
- (3) その他

5 配布資料

- 資料1 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第3回）会議録
- 資料2 「親亡き後等の問題」を構成する現状の問題点
- 資料3 「自立」の定義
- 資料4 障害福祉サービス提供施設一覧
- 資料5 別府市障がい者計画（平成23年3月策定）参考資料「実態調査結果（グラフ編）」

6 議事概要

- (1) 「親亡き後等の問題」を構成する問題点
 - サービスの全体像が配布資料から見えてこなかったため、施設を含めて実際にあるサービスの全体像が見えれば、後々整理しやすくなるのではないか。
 - 「障がいのある本人がどのように生きていきたいのか」というのが根本だと思う。障がいのある人の自立は、高齢者の自立と共通しているのではないか。地域包括支援センターを通じた高齢者の支援状況を見ると「高齢者は安心して歳がとれるな」という思いを強く抱く。特に知的障がいのある人に対して、高齢者のような支援を行えば、障がいのある人の保護者に「私が頑張らなくても地域で見てくれるんだな」という

安心感を与えられるのではないか。

「助けてください」という声が上がったときに、地域社会がどのような支えをすればよいのか。そういう支えるシステムがあるとよいと思うので、それを今後の議論の中で煮詰めて、社会像を見出していければと思う。

「その人に合った生き方を周りがしていく」ということができれば、この委員会での答えがでてくるのではないか。

- 今は、知的に障がいのある子どもと一緒に暮らしている。今はいいが、今後、親が高齢化して面倒が見れなくなるということを考えると、どこか違うところで暮らしてほしいという気持ちがある。何らかの施設に入るとしても、そこに子どもの気持ちをわかってくれる私に代わる人がいるのかという不安と子どもが死ぬまでそこに居続けられるのかという不安がある。そこは社会が支えていかなければならないと思う。

親に代わる担い手というのは、人材をいかにして育てていくかというところ。ひとりの人では難しいため、障がいのある人を支援する人が複数いて、様々な方面から障がいのある人を支えることが求められるのではないか。

- 現状の問題点を考える中で、一番中心として捉えておかなければならないのは、障がいのある本人と保護者の方が「どういう生き方をしていきたいのか」というところだと思う。

私が考える問題点は、ひとつは、住む場所の問題。身体、知的、精神それぞれの障がい住む場所の問題は違うと思う。車椅子使用者の場合では、ハード面が整備された公営住宅、民間住宅が不足している。公営住宅もなかなか空きがなく、民間住宅もオーナーの理解があれば住宅改修ができるが、住宅改修にもお金がかかるので、現状の助成制度ではなかなか改修しづらい。知的や精神に障がいのある人については、近隣の方々の理解が進まないため、住む場所がなかなか決まらないという話を聞いている。また、たん吸引など医療系の支援が必要な人たちを支えるための人材育成が進んでいないということもあり、こういった人たちを受け入れる施設が必要なのではないか。精神に障がいのある人についても、急に体調が悪くなっても駆け込む病院がなかなかないといった問題点が指摘されていることから、医療と介護が連携した形での支える仕組みというのが必要になってくるのではないか。

2番目は、収入・生計の問題。一般企業や就労継続支援A型での就労場所が不足している問題があったり、精神障がいのある人が短時間しか労働できないということに職場の中での理解が広がっていない。何よりも職員の理解と支援の充実がなければ、障がいのある人の就労につなが

っていない現実があると思う。就労継続支援B型事業所も近年増えてきていると聞いているが、障がいのある人にとってはまだまだ選択肢が少ないのではないか。各事業所で努力されていると思うが、月1万円から2万円の工賃では、生活費としては少ないと思う。年金や手当などで生計を立てられる所得をどう考えていくのか。生活保護を受けるということも念頭に置く必要があると思う。

3番目は、保護者に代わる身の回りの世話をしてくれるキーパーソンの問題。キーパーソンとして考えられるのは、相談支援員、グループホームの職員、ヘルパー事業所の方々、自治委員や民生委員。とにかく、保護者に代わるキーパーソンは絶対的に必要になってくるのではないかと感じている。

4番目は、財産や金銭管理を誰が行うのかという問題。

5番目は、日中活動の場の確保。地域で暮らすためには、住む場所、生計が成り立っていることが前提ではあるが、デイサービスや趣味の活動が行える地域活動支援センター、こういったものもまだまだ不足しているため、どうやって増やしていくのかという問題があるかと思う。

6番目は、親亡き後、地域で障がいのある人が暮らしていくためには、そのための訓練の場が必ず必要になるのではないか。グループホームで暮らすにしても、少し親元を離れて生活の訓練を行うようなショートステイの場が、今、別府市にはないので、そういった社会資源もこれから整えていく必要があると思う。

7番目は、地域の方の理解と支援。地域の方々が自分の周りにどういった障がいのある人が住んでいるのかを理解してもらえるような啓発が必要だと思う。

8番目は、社会参加。ただ生活しているというだけでは、人生が豊かではないので、どのように楽しく人生を全うできるか、そのための生きがいづくりの場が必要だと思う。芸術文化活動などにかかわれる場所や活動を支援する人材がないのが現状であるため、そういったものが必要ではないか。

9番目は、特に知的障がいのある人は、急に初めての環境に適応するということが難しいため、早い段階からいろいろな方々とかかわったり、生活訓練をしたりと、身をもって体験できるような訓練の場所が必要だと思う。また、そういった場では訓練の支援だけではなく、保護者や障がいのある本人が「安心して社会に託せる、安心できる」と思えるような心の支援が必要ではないか。

- 民生委員に情報がなかなか上がってこない。資料5の81頁にある「相談相手」として、民生委員は3.6パーセント。相談したことがないと

いう人は21.6パーセント。別府市には、家庭事情を含めて相談する場所がないという話を伺ったことがある。若い保護者は、今の生活に一生懸命で将来を考える余裕がなく、助けを求められないし、求めるところがわからないという状況。そういったところが、相談したことがないという人が多い調査結果と結び付くのではないか。

民生委員には高齢者福祉課やいろいろな課からバラバラに情報が入ってくる。できれば、情報を一本化してくれると、地域を回りやすい。

民生委員として心配して話を聞いたつもりが「いらぬ世話」と言われることもあるため、障がいのある人の話を聞いてくれる人がいたらよいと思う。

- ある障がいの重い子どもの母親から「どこに行っても解決ができない」とあきらめているようなことを聞いて、そういうことが起きているのだなと感じた。

緊急の場合や親が亡くなったときに、別府市内に安心して子どもを預けられる場所がない。預けるところがないわけではないが、安心して預けられないという人もいて、「安心」というところが大事になってくると思う。知的障がいのある人は、預け先を市外に頼っているという状況があり、身近なところに預ける場所がないということで、親が多少の病気であれば頑張るといった状況があると思う。

経験するということが、特に知的障がいのある人たちは、経験したことしか理解できないということがあり、想像したり、総合的に判断したりすることが難しい。早いうちから身近なところで暮らす経験をすることが重要ではないかと思う。

働くことと家庭との一方向になりがちだが、それで果たして生きがいを持っているのかと考えたときに、仕事以外のところでリフレッシュでき、生活の幅を広げられるような場所があればよいと思う。特に休日は友だちもいなくて、家で独りぼっちでテレビやゲームに浸っていて、家族が連れ出すこともあると思うが、それにも限界があり、いろいろなところで気軽に集まれるような、文化やスポーツ活動を通して友達ができるような集いの場所があればよいと思う。

日常活動の場ということで、特に障がいの重い人たちが学校を卒業した後の活動の場や働く場がない。毎日、月曜日から金曜日まで日替わりメニューのようで、月曜日はA事業所、火曜日はB事業所と日常生活が不安定のようにあり、選択肢が限られているのではないか。

経済的な面で言うと、障害年金と工賃。工賃もだんだんと上がっていきればよいが、働けなくなった場合、障害年金だけになると考えるとそれで十分な生活ができるのかと思う。

成年後見制度という制度が利用しやすいものなのか、また、安心できるものなのかが分からないという話をよく聞いている。

障がいのある人を支える、寄り添っていく人たちが増えていかないといけないと思うが、その人たちの生活を保障する財政的基盤が弱いので、そういった人たちが育つのか、また、集まるのか疑問に思う。また、障がいのある人を支える人たちのネットワークづくりもしていかないと障がいのある人たちの安心した暮らしにつながっていかないのではないのか。

○ 障がいのある当事者としては、とにかく経済面に不安を抱く。グループホームなどに入ったときでも、どこでも人間らしくいたい。贅沢な暮らしではなく、生活のスキルがアップしていけるような、人間として最低限度の生活を送りたい。精神障がいのある人に対する支援というのはまだまだこれからだと思うので、重要視してもらいたい。

○ これから考えていくときに、医療の問題は生き死にかかわるため、ひとつ枠をとって考えていく必要があるのではないのか。

支援やキーパーソンなど重要な話がでてきているが、見えにくい形の支援というものが一番重要。見守り、日常の些細な相談、助言など。それは家族であれば経験や理解があるためできるが、対象者を理解して、判断できるスキルが支援者に求められる。そういったものはすごく時間もかかるし、介護報酬もそれほど高くない。しかし、それが一番大事。そうするとそれをどうやってつくっていくか。日本の制度の穴をどうやって埋めていくのかというところで知恵が必要になってくる。

別府市にショートステイがないということについて、やはり何とかショートステイはつくっていかないと、支援を受けるトレーニングをしないと支援は受けられない。障がいのある人の自立のために必要なことは、支援を受ける力を身につけること。そのためのトレーニングというものは大事で、そういうところをつくっていかないと「やっぱり親しか駄目だよ」ということになってしまう。

○ 親亡き後だけに限ったことではないと思うが、地域社会における人と人とのつながりが薄いということが問題なのではないか。虐待や高齢者の孤独死の問題などもこのつながりの希薄化がもたらしていると思っている。これは、今の世の中が抱える大きな問題のひとつではないか。地域社会における人と人とのつながりが薄いことは、問題を家族だけに抱え込ませ、それが将来不安となって家族にのしかかるという構造をつくり出していると考えられる。したがって、今後は、「どうやったら地域の人と人とのつながりを濃くし、障がいのある人を支える人に安心感をもたらすことができるのか」ということをこの委員会で検討していく必要があるのではないのか。

- グループホームに入居した当初に炊事、洗濯、整理整頓ができない障がいのある人が多い。親がいなくなった後も身の回りのことが最低限でできるようなシステム、訓練の場、支援制度があれば、安心して親離れができるのではないかと感じている。
- 安心して相談できる場が不足していると思う。次に、人と人がつながれる場所の必要性を感じている。自由に自然に集えるセンター的な、当事者同士や市内の施設をつなぐネットワークの場所というものが必要だと思う。

3番目は、市内にグループホームが不足していること。

4番目は、就労と雇用。軽度のハンディのある人が児童養護施設を出ても、ほとんどが生活保護。もう少し就労できそうなのに低い工賃であったり、生活保護。できる人には社会参加してもらい、自分で働いて自分で稼ぐという幸せ感を味あわせてあげたい。実践するとできるところもあったため、こういったことを広げていきたい。そのためには、一般就労の開拓や交渉、あっせん、紹介をしてくれる職業指導員的なものがあるとよいと思う。

5番目は、官民が一体となって行動できる事業。目的をひとつにして保護者、当事者、行政の方が力を合わせて活動を行い、その中で当事者のニーズに気付く関係ができればよいと思う。例えば、ゆめタウンのエスカレーター近くに8畳から10畳ぐらいのスペースを借りて、そこに市内全施設の作品や商品売るような店を開く。そこには行政の方も週に何回か来て店番をしたり、当事者も販売員をしたり、保護者の方も応援したりと、その場が地域とつながっていくような、また、地域の方も寄ってくるようなところになれば。そして、その中で当事者の声を行政の方も聞いたり、保護者の方も他の保護者の声を聞いたりできるような場所をイメージしている。

6番目は、親が安心して託せる専門スタッフの養成ということで、保護者とスタッフとが話をしたり、スタッフが定期的に研修を受けられるような、保護者との交流や研修、そして行政から参加者への認定がしていけるようなものがないかと思っている。

7番目は、支援の質の向上であるが、条例をつくった方々やボランティアの人の支えがあって、支援する人たちの質が向上していくと思う。

イメージ図の相談センターが集いの場であったり、研修を行ったり、そして何でも安心して相談できる場所で、情報を集める場所が官民一体となった事業であるとよいかと思っている。

各委員からの考えを一通り聞いたところで、ここで一度、問題点の整理

に区切りをつけて、今後は、これまでに挙げた問題点の現状分析に入っていくこととされた。

また、「障がい福祉に関するアンケート調査」の回答の中に、ここに挙がっていない問題点があった場合は、それも含めて現状分析を行うこととされた。

(2) 資料5の分析

- 問12の「相談相手」を見てみると、600人近い人の23パーセントが相談したことがないということで、これはひとつの問題点なのではないか。障がい児のうち57パーセントが病院というのは診断からつながっているのではないか。障がいのある人が医療機関とのつながりが強いということで、スタートのところで情報提供が全体でも37パーセントという結果になっているのではないか。選択肢の問題なのだが、「近所」など身近なところのネットワークが挙がっていない。そのところがいちばん重要なのだが、「安心して託せる人がいない」というところからここからは読み取りにくい。その他やボランティアの割合が高いとそういった資源を強化するといった発想が起きるのだが。
- 問15の「主な介助者」で、障がい児では、親だけが面倒を見ているという状況。子どもを外に出すようなことがないのだろう。以前、これからは未来のことに今のことを2段階で考えるべきだと言ったが、未来のことを考えると、この現状は次々と同じ問題が再生されていくリスクがあると思う。知的や発達障がいのある子どものことを考えていくときに重要になってくるのが、その子が支援を受けるスキルを身につけること、あるいは人からの支援になれるということがないと、支援は受けられない。子どもの場合は、こういった支援の関係を作り出していくことによって将来、親が安心して預けられるということが生まれてくる可能性があるため、現状、こういったことが少ないというのは、大きな問題だと思う。
- 問17の「平日の過ごし方」で、障がい者の「自宅」が50.7パーセントというのはものすごいデータだと思う。無為に過ごしている方が非常に多いのではないか。
- 問21の「自宅にいる理由」としては、病気や高齢のためが多く、居場所の問題というのがあるのだろう。
- 問23の「日中活動の場について困っていること」で一番多いのが「通っていないのでわからない」。これも非常に大変なデータなのかなと思う。
- 就労に関しては、マッチングの問題とたどり着いてからのサポート。あっせんまではできるが、職場が理解してサポートしていかないとせっかく就労できてもやめてしまう。これは発達障がい系に圧倒的に多い。

障がい特性を理解してくれる職場になってくれるというのが一番お金の
かからない合理的配慮なのだが、それがなかなか難しいというのが現状
なのではないか。問24の「障がいのある人が働くために必要な条件」
で、「障がい者に対する職場の理解を深める」というのが17.3パーセ
ントであるが、なかなか難しいがこれを改善していく必要がある。

- 問30の「近所づきあい」であるが、先ほど見た「主な介助者」のデ
ータでも触れたが、障がいのある子どもの家庭では、親が子どもを外に
出さないのではないか。「ほとんど付き合いはない」というのが、28.
6パーセントと非常に多くて、この結果はおそらく、問51の「差別・
偏見、疎外感の経験」で、このアンケートに答えてくださった障がい者
の方はある程度社会生活ができています方だと思えるのだが、「ある」と答
えた方が3割弱なのに対して、障がいのある子どもさんの親御さんは6割
が「ある」と答えている。「ある」から出さないのか、「ある」と思っ
ているから出していないのか。それは、周りの目が辛いというのがある
と思う。親の心理的なサポートがないがゆえにそれが傷つきになってい
き、いろいろな関係性があるため一概には言えないが、そういったこと
で外に出さなくなるのではないか。そういったことが抱え込んでしま
うところから直接つながっていくのではないか。したがって、この問30
の「近所づきあい」の数字は、早急に、せめてご近所と会話するぐ
らい広がっていてももらわないと永遠にこの問題は解決しないと思
う。

(3) 問題点の現状分析に必要な資料

次回の会議から問題点の現状分析を行っていくに当たって、ある程度資
料が必要となってくることから、各委員から事務局に対し、次のような資
料要求がなされた。

- 市民後見制度、成年後見制度に関する資料
- 生計費（年金、手当等）に関する資料
- ショートステイに関する資料
- 就労支援のシステムに関する資料
- 厚生労働省 平成21年度障害者保健福祉推進事業「安心して暮らせ
る地域の拠点モデル事業の運営マニュアル作成事業」に示されている『安
心コールセンター』のような施設が制度上あるのかという資料
- 障害福祉サービス事業者に対する研修実施状況に関する資料

最後に、委員長から各委員に対し、このほかに必要な資料があれば、平
成27年1月15日までに事務局へ依頼するよう連絡がなされた。